



2011年 全日本 電気自動車グランプリ シリーズ競技規則

2011年 5月20日制定

第1章 総則

第1条 競技規則書の制定

日本電気自動車レース協会(以下JEVRAと称す)は、地球温暖化に係わる二酸化炭素の削減と日本の電気自動車産業発展のために競技規則書を制定し、JEVRAが行う全ての電気自動車レース(以下EVレースと称す)に適用する。

第2条 JEVRAの権限

JEVRAは次の権限を有するものとする。

第1項 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなく、エントラント、ドライバー、ピットクルー、チームを選択あるいは拒否することが出来る。

・エントラント:参加申込時にエントラント登録された者

・ドライバー/ピットクルー:参加申込時に参加登録された者

第2項 ドライバーに対して、競技出場の健康上の資格について最終的な決定をすることが出来る。

第3項 競技番号の指定、あるいはピット割り当て等にあたって、各参加者の優先順位を決定することが出来る。

第4項 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることが出来る。

第5項 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、レースの延期、中止、取り止めおよびレースの短縮、延長、タイムスケジュールの変更、コースの変更等を決定することが出来る。

第6項 レース区分において参加申し込み台数が少ない場合、そのレース区分を中止することが出来る。

第7項 賞典を適宜に追加変更することが出来る。

第8項 参加料の返還、免除等に付いて決定することが出来る。

第9項 止むを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することが出来る。

第10項 すべてのドライバー・ピットクルー・同伴者およびその参加車両、音声、写真、映像、レース結果等に関し、主催者およびJEVRAは報道、放送、放映、出版等の権限を有し、JEVRAが許可した場合、この権限を第三者が持つことも出来る。

第11項 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否すること

が出来る。

第12項 参加申し込み後の参加料は、如何なる事由があっても返還はしない。

第3条 シリーズ名称

日本語表記 2011 全日本 電気自動車 グランプリ シリーズ

英語表記 2011 ALL JAPAN EV-GP SERIES

第4条 大会名称

第1戦 全日本 岡山 EV 50Kmレース大会

第2戦 全日本 袖ヶ浦 EV 50Kmレース大会

第3戦 全日本 仙台 EV 50Kmレース大会

第4戦 全日本 袖ヶ浦 EV 50Kmレース大会

第2章 ドライバーおよびピットクルー

第1条 ドライバー

第1項 参加資格

1. ドライバーは有効な普通自動車運転免許証を所持していること。
2. 開催サーキットライセンス所持者および開催サーキット走行経験者。
3. ドライバーは、JAF発行の国内Aクラス以上のドライバーライセンスを所持していれば、開催サーキットライセンスは免除される。
4. 本規則の内容を理解していること。また、大会関係者の指示に従うこと。
5. 20歳未満のドライバーは保護者の承認を必要とし、その証として参加申込書の該当欄に保護者の自筆署名、捺印(実印)を受けて提出すること。

第2条 ピットクルー

競技に参加することを許されるピットクルーは満18歳以上の者に限られる。競技参加に関連して起こった死亡、負傷および災害の責はすべて各自が自己処理とする。

第3条 保険

ドライバーおよびピットクルーは競技に有効な保険に加入していること。

ドライバーは1000万円以上、ピットクルーはそれぞれ500万円以上の保険に加入しなければならない。

既に加済済のものは、その旨を定められた書式によって申告するものとし、加入保険金額が上記の額に満たない者はその不足分について必ずオーガナイザーが指定する保険に加入しなければならない。

第4条 ドライバーおよびピットクルーの遵守事項

第1項 規則の熟知と遵守

レース諸規則ならびに競技会ごとに定められた諸規定を熟知し、これを遵守するとともにオフィシャルの指示に従って競技会の秩序の維持に協力しなければならない。

第2項 安全の確保とその責任

安全の確保は参加者の全員が各自の責任において常に留意していなければならない最も重要な事項である。競技中、万一事故による車両の損害あるいは人員の死傷等があった場合でもスポーツとしての原則に基づきその責任は各自が負わなければならない。JEVRA、開催サーキット、他の参加者、あるいは競技の運営にあたるオフィシャルや備員等に対して一切の迷惑をかけるものとし、参加申し込みの際に誓約書に署名し、このことを明確に遵守しなければならない。

第3項 マナーの遵守

すべての参加者はスポーツマンとしての襟度を保ち、言語を慎み礼儀正しく、明朗公正に行動しなければならない。また、競技会の期間中に薬品による精神状態をつろつたり、飲酒をしたものはレースから除外される。

第4項 自主責任体制

すべての参加者は自らの意思と責任において参加するものであることを深く認識し、万一の場合に備えてその参加について家族の了承を得ておくとともに、有効な保険に加入するなどして、十分な自主責任体制を整えた上で参加しなければならない。

第5項 ドライバーズおよびチーム監督ブリーフィング

ドライバーとチーム監督は必ず定められたブリーフィングに参加しなければならない。

第3章 参加車両

第1条 参加車両規定

第1項 動力

1. 動力はモーターとする。
2. モーターの形式は自由とする。但し、製造メーカーおよび型式の申告は義務付ける。

第2項 作動

1. 作動はバッテリー(電池)のみで行うこと。
2. 作動のバッテリー(電池)の形式は自由とする。但し、製造メーカー、型式および容量の申告は義務付ける。

第3項 駆動の方法は自由とする。

第4項 車輪の数は4輪までとする。

第5項 駆動輪の本数は、自由とする。

第6項 車両の各寸法は以下の値を超えてはならない。

1. 全長: 5m
2. 全幅: 2m
3. 全高: 1.8m

第7項 タイヤ

1. 使用タイヤは、JEVRAに登録認定した次のタイヤメーカーのみ使用出来る。
 - ①株式会社ブリヂストン製
 - ②住友ゴム工業株式会社製
 - ③横浜ゴム株式会社製※上記以外のタイヤメーカー製の使用は、JEVRAに登録申請をしなければならない。
2. 使用タイヤは、レース専用タイヤ(スリックタイヤ/レーシングレインタイヤ)を除き自由とする。
3. 使用タイヤの本数は自由とする。

第8項 最低車両重量は制限を設けない。

第9項 最大車両重量は制限を設けない。

第2条 参加クラスおよびレース距離

- 第1項 EV-1クラス ・市販車クラス(原動機最大出力50Kw以上/ナンバー付き) 50Kmレース
- 第2項 EV-2クラス ・市販車クラス(原動機最大出力50Kw以上100Kw未満/ナンバー付き) 50Kmレース
- 第3項 EV-3クラス ・市販車クラス(原動機最大出力50Kw未満/ナンバー付き) 50Kmレース
- 第4項 EV-Cクラス ・市販車改造クラス(ナンバー付き/ナンバー無し) 50Kmレース
- 第5項 EV-Pクラス ・プロトタイプ・クラス(レース専用車両) 50Kmレース
- 第6項 EV-Fクラス ・フォーミュラ・クラス(オープンホイール車両) 20Kmレース

第3条 競技車両番号

第1項 競技車両番号(ゼッケン)の決定

競技車両番号はJEVRAにより決定される。

第2項 貼付け場所

フロント部、左右、ルーフ部、後部の5ヶ所に貼ること。但し、オープンカーのルーフ部は除く。

第3項 取り付け時は容易に剥れないように固定すること。

第4条 各参加クラスの成立

第1項 各参加クラスは3台以上で成立する。参加台数が最大出走台数に満たない場合は、他のクラスと混走とする場合がある。但し、フォーミュラ・クラスは、不成立とする。また、混走を除く参加クラスが不成立の場合には、参加料は、返還される。

第4章 安全規定

第1条 ドライバーの安全遵守事項

第1項 ドライバーの装備は、不燃レーシングスーツ、不燃アンダーウェア、不燃シューズ、不燃グローブ、フルフェイスヘルメットを義務付ける。

第2項 競技に適した健康状態で参加し、競技中は常にお互いの安全を考慮した協調的マナーのもとに自己の技量とコースの状態に適した競技速度で操縦し、危険とみなされる行為があってはならない。

第3項 レース中・フリー走行中を問わず、故意に規定の走路から外れたり、コーナーをショートカットしたりして走行することは禁止される。ただし、オフィシャルの誘導の下に行うことはこの限りではない。

第4項 走路は必ず定められた方向に走行し、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。ただし、安全上オフィシャルの誘導の下に行う場合はこの限りではない。

第2条 車両に関する安全規定

第1項 参加車両は充分安全なロールバーを装着しなければならない。

ロールバーを装着しない車両は、ドライバーおよびチーム監督の誓約書の提出をもって許可をする場合がある。但し、オープンタイプ車両は認めない。

第2項 シートベルトは4点式以上の装着を義務付ける。

4点式以上のシートベルトを装着しない車両は、ドライバーおよびチーム監督の誓約書の提出をもって許可をする場合がある。

第3項 電気装置器具の全ての部分において、車体と通電する構成要素の間には、最小限の絶縁抵抗がなければならない。また、電流の通じる全ての部分には、偶発的接触に備えた防護が施されなくてはならない。十分な物理的抵抗を持たない素材(塗装コーティング、エナメル塗料、酸化物、ファイバーコーティング剤)、および絶縁テープは認められない。

車体ならびに安全構造体だけでなく伝導性を有するシャシーフレームも、車両(シャシー)のアースに接続しなくてはならず、かつシステム(電子機器)のアースからは絶縁されていなければならない。

第5章 公式車両検査

第1条 公式車両検査

第1項 競技に参加する車両およびドライバーは、指定された時間までに、必要書類、ドライバー装備(不燃レーシングスーツ、不燃アンダーウェア、不燃シューズ、不燃グローブ、不燃マスク、フルフェイスヘルメット)および参加車両を車両検査場で公式車両検査およびドライバー装備品検査を受けなければならない。

第2項 検査を受けない車両及びドライバー、または検査の結果、不相当と判断された車両およびドライバーは予選、決勝のいずれにも出場出来ない。

第3項 JEVRAは検査の結果、不相当と判断した個所について修正を命ずることが出来る。

第4項 如何なる車両も、安全上の理由からスタートを禁止される場合がある。

第6章 公式予選

第1条 予選方式

公式予選は次の方法で行う。

第1項 タイムトライアル方式

一定時間に任意に走行し、記録されたベストラップタイムにより決勝グリッド順位を決定する。

1. 複数の組にわかれて行われる予選の順位決定方法

参加台数により予選結果を総合タイム順によって決定する場合と予選組ごとの順位により決定する場合がある。

天候の変化などにより路面状況に大きな差異が認められるとJEVRAが判断した場合には予選組ごとの順位によって決定する。この決定に対する抗議は一切受け付けない。

予選組ごとのタイム順で決定した場合のグリッドは、予選組のトップのタイムを比較しその順番で振り分けることとする。

2. 最終的なスターティンググリッドはJEVRAの決定による。この決定に対する抗議は認められない。

第2条 計時

公式予選の計時は次の項目に基づいて行われる。

第1項 計時装置

車両がコントロールラインを通過した時自動的にタイムが記録される計時装置を使用する。また、計時装置の不良によりタイム計測ができない者のタイムは、オフィシャルによる手動計時による予選周回中のいずれかのタイムを採用する。

第2項 同一タイム

2名以上が同一タイムを記録した場合はセカンドタイムの比較により決定される。セカンドタイムまで同一の場合は、サードタイムというように以下、比較して決定される。

第3項 記録の削除

予選中の規則違反の事実が明らかになった場合、当該ドライバーによって記録されたタイム全てを無効とし、予選記録から削除される。

第3条 予選の中断

安全上、コースの清掃、整備または故障車両の回収、負傷者の救出等のために、全マーシャルポストで赤旗を提示することにより予選を中断する場合がある。特に定められていない場合に限り、中断に関する指示およびその後の時間調整はJEVRAにより決定される。

第7章 レース

第1条 スタート

スタート位置は、すべてのドライバーが正規のスタートラインからスタートするものとし、各ドライバーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。

第1項 スタート方式

定められたグリッドについて静止状態から発進するスタンディングスタートを原則とするが、天候等の状況により、これ以外のスタート方式を取る場合もある。

第2項 スターティンググリッド

スターティンググリッドは、スタグガードフォメーションとし、ポールポジションは最前列左側とする。スターティンググリッドに着くことができなかった車両のグリッドはそのまま空席とし、他の車両はグリッド上の各々の車両の位置を保持しなければならない。

グリッドの定数は開催サーキットの定めた台数とする。尚、非発走者のグリッドは空席とする。

第2項 スタート方法

スプリントレースは定められたグリッドについて静止状態から発進するスタンディングスタートとする。

第3項 スタート進行

- ①公式通知に示されるコースイン時間になると、グリッドへ向けてのコースイン開始合図が出され、すべての車両は公式通知に示された規定時間以内にグリッドへ向けてコースインしなければならない。
- ②規定時間以内にコースインできなかった車両は、正規にスタート出来なかったものとみなされ、ピットスタートとなる。ピットスタートはピットロード出口で待機し、決勝レースで全車がスタートし、最後尾の競技車両がピットエンドを通過した後、競技役員がピットロード出口の信号機の緑灯を点灯することにより、スタートとなる。
- ③スタートの手順の進行は5分前、3分前、1分前および30秒前を記入したボードを表示して行われる。これらのボードは警告音とともに表示される。
 - (1) 5分前ボード:秒読み開始。グリッドへの進入は締め切られる。コース上におけるすべての作業を禁止される。この時点でグリッドへ着けなかった車両は既にコースインしている車両の最後尾もしくはピットにいる車両はピットスタートとなる。
 - (2) 3分前ボード:ドライバー、競技役員およびピット要員2名を除くすべての者はコース上から退去する。
 - (3) 1分前ボード:ドライバーが車両内に着座したまま動力を始動する。ついで、上記(2)で明記したピット要員2名が、コース上から退出する。
 - (4) 30秒前ボード:このボードの30秒後、グリッド前方で、緑旗が振られ、競技車両はグリッ

ド上の隊列を保ちながらポールポジション車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。また隊列は可能なかぎり整然と保たなければならない。フォーメーションラップ中、追い越しは禁止される。

- ④ スタート出来ないドライバーは、腕を挙げなければならない。他の全車両がフォーメーションラップを開始した後、競技役員のみが当該車両をトラック上で押して動力を始動することが出来る。ついで、この車両はフォーメーションラップを行うものとするが、他の走行中の競技車両を追い越してはならない。
- ⑤ フォーメーションラップに出遅れた車両およびフォーメーションラップの途中でスタート順序の位置を保てなかった車両は、先頭車両が自己のグリッドに着くまでの間に限り、安全に配慮し、自己のポジションに戻るために他の車両を追い越すことが許される。ただし、上記時間制限までに自己のポジションに戻れなかった場合は、グリッドの最後尾からスタートすることが出来るが、その車両は下記⑥による赤ランプが点灯する前までに停車していなければならない。万一、その車両が赤ランプが点灯するまでに停車出来ないと判断された場合、競技役員の指示に従い、低スピード(徐行)でピットに戻り前記②で決められている要領で、ピットスタートを行うことが出来る。
- ⑥ 車両がスターティンググリッドに戻ったら、それぞれのグリッド位置に停車する。各車両の予選順位または競技番号を記載したボードを持った競技役員がグリッドの各列に向かって立っており、その列の車両が停止したらただちにボードを降ろす。すべてのボードが降ろされたら、スターターは赤ランプ「5秒前」ボードを表示する。当該ボード表示5秒後にスターターはグリッドの静止状態を確かめて赤ランプを点灯する。赤ランプ点灯後通常2秒以上3秒以内に赤ランプが消灯となりレースがスタートする。
- ⑦ スターティンググリッドに帰着後、スタート出来なくなった場合は、当該ドライバーは腕を上挙げ、その列担当の競技役員は黄旗を振動表示する。ストール後、始動が出来ても、競技役員は黄旗振動を続け、当該車両はストール車扱いとなる。スタート不能のドライバーが原因となりスタートが遅延された場合、そのドライバーは最後尾もしくはピットからスタートすることが出来る。この場合、当該ドライバーの当初のグリッドは空けておくものとする。スタート不能のドライバーが複数の場合、グリッド後方の新しいポジションは、当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。これらの車両は、再フォーメーションでストール車があった場合でも当初のグリッドに戻ることは出来ない。また、スターティンググリッドに帰着後、何らかの理由によりスタート遅延の原因となったドライバーもストール車と同様の扱いとする。
- ⑧ 車両がフォーメーションラップ終了時にスターティンググリッドに着いたとき何らかの問題がある場合には下記の処置が取られる。
 - (1) まだ赤ランプが点灯していない場合は、赤旗が示され「START DELAYED(スタート遅延)」ボードがスタートラインに掲げられる。
 - (2) 赤ランプ点灯後の場合は、スターターは黄ランプを点滅させ(赤ランプは点灯したまま)、「START DELAYED」ボードをスタートラインに掲げる。

- (3) 前記(1)および(2)いずれの場合においても全車両の電源は切られ、スタート手順は3分前の時点から再開され、レース距離は1周回減算される。
- (4) スターティンググリッドの最後列の車両がスタート不能となった場合は、前記(1)～(3)は適用されない。
- ⑨当該レースが選手権レースの場合、上記⑧を適用することが必要となり、スタート手順が何度繰り返されようと、その結果どれだけレースが短縮されようと、そのレースは選手権に数えられる。
- ⑩前記⑨の手順が1回以上必要となった場合でも、バッテリー(電池)充電は禁止される。
- ⑪スタート後、スターティンググリッドにおいて作動不能となった車両がある場合競技役員は、ただちに動力をスタートさせるべくコースに沿って車両を押すものとする。数回の試みの後も当該車両が始動しない場合には、競技役員は当該車両をピットまたは他の安全な場所(競技役員の指示による)まで押して移動する(距離が近ければ、ピットレーン出口から入ることも出来る)。その後自己のピットでメカニックが介入し、動力始動用外部補助エネルギー源あるいは補助装置によって動力を始動させることが出来る。ピットおよびピットロードでの押しがけは厳重に禁止され、ペナルティの対象となる。
- ⑫決勝レーススタートの際シグナリングプラットホームには許可された競技役員以外の立ち入りは禁止される。
- ⑬5分前ボードが表示されてからレッドライトが点灯するまでの間に降雨などによりコースコンディションが変化し、このままスタートすると安全性に問題があると競技長が判断した場合には、スタートラインで『START DELAYED(スタート遅延)』ボードが表示されスタートが遅延される場合がある。この場合のスタート手順は上記⑧-(3)と同様とする。レース距離は当初の距離とする。
- ⑭例外的な状況下では、セーフティカー先導によるスタートとする場合がある。

第5項 反則スタートを判定するため審判員が任命される。反則スタートに対しては、ドライビングスルーペナルティもしくは、決勝結果に30秒を加算するものとする。

また、審判員の判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第6項 スタートペナルティ

当該ドライバーに競技番号とペナルティを示すボードをコントロールラインで掲示する。

コントロールライン上で3回の掲示を受けたにも関わらずピットインせず、ペナルティを実行しない場合、当該ドライバーには更に加重したペナルティが課せられる。

同時に複数の違反が発生した場合、ボードは複数同時に掲示する場合もある。

ジャンプスタートのペナルティが実行される前にレース距離50%未満で赤旗中断され、レースが無効となった場合は、ピットスルーペナルティは消滅し再スタートが行われる。また、レース距離50%以上で赤旗中断(レースが完了)され、ピットスルーが実行されていなかった場合は、当該ドライバーのレース結果に対して30秒加算される。

第7項 スタート手順に関する違反に対しては、失格までの罰則が適用される場合があり、ジャンプス

タートのペナルティ判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第4条 禁止事項

第1項 バッテリー(電池)充電の禁止

如何なる車両もグリッド上および決勝スタート後のバッテリー(電池)の充電は禁止される。

第2項 バッテリー(電池)交換の禁止

如何なる車両もグリッド上および決勝スタート後のバッテリー(電池)の交換は禁止される。

第3項 車両のバッテリー(電池)は、法令に従った資格所持者以外が触れてはならない。

第5条 走行中の信号合図

第1項 旗による信号

サーキットの旗信号規定に基づいて行う。

第2項 信号合図に対する応答義務

オフィシャルからの競技番号と同時に信号合図を受けたものは、うなずくかまたは手を上げるなどして必ず応答しなければならない。

第3項 黄旗掲示区間

黄旗掲示区間では一切の追い越しは禁止される。ドライバーは、事故処理等によるオフィシャルの活動に配慮し速度を落とし作業の現場から離れたコース上のラインを一行列になって走行しなければならない。

第6条 停車指示

レース続行が危険もしくはその疑いがあるとみなされるドライバーまたは車両についてJEVRAは、ピットインを命じるか、レースから除外することが出来る。

天災、大事故当の不慮の事態が発生した場合、JEVRAはマーシャルポストから提示される赤旗によって全ドライバーに対し、停止を指示することが出来る。

第7条 レースの一時停止

JEVRAが天候上の理由、あるいはその他の理由からレースの中断を決定した場合はコントロールラインにおいて赤旗を掲示し、これと同時に各マーシャルポストでは赤旗振動で掲示する。走行中の車両は直ちにスローダウンし、ホームストレート(グリッド)上で停止しなくてはならない。

レースの中断の場合、次のとおり区分される。

- ##### 第1項 先頭のドライバー、および先頭のドライバーと同じ周回数を走っていた残りのドライバー全員がレース距離20%未満の走行の場合、当該レースは無効とされ、新たにレースが行われる。
- レースの再スタートが不可能な場合、このレースは中止と宣言される。ただし、予選があった場合、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの1/2が与えられる。(小数点以下2桁は四捨五入)

第2項 先頭のドライバー、および先頭のドライバーと同じ周回数を走っていた残りのドライバー全員が本来のレース距離75%以上(小数点以下切り捨て)を走行の場合、当該レースは完了したとみなされ、ポイントは100%与えられる。

第8条 赤旗中断されたレースの再スタート

競技結果がレース距離20%未満の場合の再スタートのグリッドポジションは本来のレースと同じとする。また、再スタートできない車両のグリッドはそのまま空席とする。

第9条 走行不可能な事故および故障時の対処

第1項 走行不可能な事故および故障した場合、当該車両は、速やかにコース外の安全な場所に移動する。

第2項 ドライバーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。

第3項 車両がコースアウトした場合、オフィシャルが指示した場所または、当該車両が有利にならないような場所からレースに復帰することが出来る。

第4項 当該車両が有利となるショートカット(コーナー、シケイン等のコース外を走行し、自分に有利となる)はペナルティの対象になる場合がある。

第5項 車両がコース復帰可能な状態か十分に確認し、漏電や電解液等の漏れがある場合や、破損部が鋭利になっている場合、オフィシャルに報告しコース復帰してはならない。

第6項 いかなる場合においてもコース内でヘルメットを脱いではならない。

第7項 走行中に停止車両を発見した場合、翌周以降の通過時には十分な注意を払って走行しなければならない。

第8項 コース上における修理、再スタートはドライバー自身が行わなければならない。また、工具を携帯して走行してはならない。

第9項 チーム員、観客等はオフィシャルの許可なしにコース内に立ち入ってはならない。

第10項 逆走、ショートカットは禁止する。但し、オフィシャルが許可をした場合この限りではない。

第10条 リタイア

第1項 レース中の事故あるいは車両の故障などでその後の走行の権利を放棄する場合は、その旨をオフィシャルに届けるものとする。

第2項 コース上において車両が動かなくなったためにリタイアする場合は、安全な場所に停車した後、近くのオフィシャルに届けるものとする。その場合でもヘルメットは脱がないこと。

第3項 負傷その他の理由で届出や意思表示ができない状況下にあつてはオフィシャルの判断に委ねられる。

第11条 レースの終了

第1項 レースの終了

先頭の車両にチェッカーフラッグが掲示された後、引き続き後続車両にも特別規則書に示す時間に掲示される。この時間が経過した時をもってレース終了となる。

1. ファイナルラップにフィニッシュライン手前でトップの車両のすぐ前に他の車両がいる場合、スタート・フィニッシュマーシャルは同時にチェッカーと青旗を掲示する。これはトップを走行する車両はレースを終了するが、そのすぐ前を走行する車両はファイナルラップを完走しチェッカーフラッグを受けなければならないことを意味する。

2. 先頭を走行する車両が、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。何らかの理由によってレース終了の合図が遅れた場合は、レースが本来終了する時点で終了したものとみなされる。

第2項 優勝者

優勝者は規定の距離(周回数)または時間を完走して最初にフィニッシュライン(コントロールライン)を通過した車両とする。

第3項 順位の優先順位

優先順位は、チェッカーを受けた完走車の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュライン通過順位による。

チェッカーを受けなかった完走車を周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。

第4項 完走者

各クラス優勝車の周回数の90%(小数点以下切り捨て)以上を走行した車両とする。

第5項 得点

得点(ポイント)は決勝レースの完走車にのみ与えられる。

第6項 暫定結果

暫定結果発表後、15分以内に抗議の無い場合、自動的に暫定結果は正式結果とされる。

第12条 大会の延期、取りやめ、成立、レースの短縮

第1項 不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会を延期し、または取り止めることがある。

第2項 大会が延期、取り止めになった場合でも、各レースごとにレースの完了をもってそれぞれが成立したものとする。

第3項 大会が参加申し込み後に中止された場合、参加者が支払った参加料、傷害保険掛け金は返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者およびJEVRAに請求することは出来ない。

第8章 抗議

第1条 抗議権

第1項 抗議は当該チーム監督だけが行うことができる。ただし本規則に規定された出場拒否に対して

の抗議は受けられない。

第2項 抗議は抗議文書を作成して抗議保証金(30,000円)を添えて事務局に提出すること。また文書以外での抗議は受け付けない。

第3項 抗議によって必要となった車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この車両の分解等に要した費用はJEVRAが算定する。

第2条 抗議の制限

第1項 車両検査の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

第2項 競技中の規則違反または過失、不正行為に関する抗議は、競技終了後15分以内になされなければならない。

第3項 競技結果に関する抗議は暫定結果発表後15分以内になされなければならない。

第3条 抗議の裁定

第1項 抗議審査にあたり必要に応じ、関係当事者および競技役員などを証人として召喚し陳述を求めることが出来る。

第2項 裁定の結果は関係当事者のみに書面をもって通告する。

第3項 抗議保証金は抗議が成立した場合のみ返還される。

第9章 レース大会日程

第1戦 2011年 5月21日(土)公式予選、22日(日)決勝レース ※スーパーGT併催
岡山国際サーキット(岡山県)

第2戦 2011年 7月24日(日)公式予選、決勝レース
袖ヶ浦フォレストレースウェイ(千葉県)

第3戦 2011年 8月21日(日)決勝レース
スポーツランドSUGO(宮城県)

第4戦 2011年10月30日(日)公式予選、決勝レース
袖ヶ浦フォレストレースウェイ(千葉県)

第10章 参加申込期間と参加料

第1戦の申込期間と参加料

ECOエントリー	:2011年 2月21日(月)~26日(土)	¥52,500(税込)
エントリー	:2011年 2月28日(月)~3月 5日(土)	¥105,000(税込)
遅延エントリー	:2011年 3月 7日(月)~12日(土)	¥157,500(税込)

第2戦の申込期間と参加料

ECOエントリー	:2011年 5月 6日(月)~6月18日(土)	¥52,500(税込)
エントリー	:2011年 6月20日(月)~24日(土)	¥105,000(税込)
遅延エントリー	:2011年 6月27日(月)~7月 1日(土)	¥157,500(税込)

第3戦の申込期間と参加料

ECOエントリー	:2011年 7月 4日(月)~ 9日(土)	¥52,500(税込)
エントリー	:2011年 7月11日(月)~16日(土)	¥105,000(税込)
遅延エントリー	:2011年 7月19日(火)~23日(土)	¥157,500(税込)

第4戦の申込期間と参加料

ECOエントリー	:2011年 9月12日(月)~17日(土)	¥52,500(税込)
エントリー	:2011年 9月19日(月)~24日(土)	¥105,000(税込)
遅延エントリー	:2011年 9月26日(月)~10月 1日(土)	¥157,500(税込)

※参加申込日は、書類と参加料の両方が確認された日にちとする。

※遅延エントリーを行った参加者は、プログラムには掲出されず公式通知のみの掲載とする。

●参加申し込み先(JEVRA事務局)

〒152-0003 東京都目黒区碑文谷2-16-19

株式会社エムアンドティプランニング内

日本電気自動車レース協会

電話番号:03(3716)7921

●参加申し込み方法

現金書留または銀行振込みとする。(振込手数料は参加者の負担とする)

振込銀行口座:三菱東京UFJ銀行 学芸大学駅前支店 (普通)0086774

口座名義:日本電気自動車レース協会 事務局長 富沢 久哉

電話番号:03(3716)7921

第11章 周回数および決勝出走台数

第1条 市販車/市販車改造/プロトタイプ・クラス

第1戦 岡山 14周 40台

第2戦 袖ヶ浦 21周 30台

第3戦 SUGO 14周 40台

第4戦 袖ヶ浦 21周 30台

第2条 フォーミュラ・クラス

第1戦 岡山 6周 40台

第2戦 袖ヶ浦 8周 30台

第3戦 SUGO 6周 40台

第4戦 袖ヶ浦 8周 30台

第12章 賞典および賞典の制限

第1条 賞典

第1項 賞典の授与(各クラスに与える)

1位 / 2位 / 3位

第2項 メダルの授与(各クラスに与える)

第2条 賞典の制限

第1項 各クラスの参加台数による賞典の制限

3台/1位のみ 4~5台/2位まで 6台~/3位まで

第13章 ポイントおよびポイントの制限

第1条 各クラスの獲得ポイントにより年間のチャンピオンを決定する

第1項	順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
	ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

第2項 各クラス参加台数によるポイントの制限

参加台数に関わらず、各クラスの完走車両に全ポイントを与える。

但し、各クラスとも総合優勝車両の70%以上を走行しなければならない。

第14章 年間賞典および賞典の制限

第1条 年間賞典

第1項 年間賞典の授与(各クラスのチャンピオンに与える)

第15章 本規則の適用

第1条 本規則および特別規則

本規則書に規定されていない事柄については別紙特別規則書に規定される。本規則書および特別規則書に規定されていない事柄についてはJEVRAにより決定され、公式通知にて告知される。

第2条 本規則の違反

本規則に対する違反の判定は、訓戒、罰金、タイムの加算、出場停止、失格処分まで遡及して施行される。

第3条 本規則の施行

本規則は2011年5月20日より施行する。